

統 企 第 2 0 5 号
令 和 3 年 7 月 1 5 日

山形県中小企業団体中央会 会長 殿

山形県みらい企画創造部統計企画課長
(公 印 省 略)

令和3年毎月勤労統計調査「特別調査」の実施について（依頼）

日頃より各種統計調査に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）は、5人以上の労働者を雇用する事業所を対象に毎月実施する「全国調査」及び「地方調査」と、1～4人の労働者を雇用する事業所を対象に年1回実施する「特別調査」があり、その調査結果はいずれも我が国の労働経済の実態を把握する主要な指標として広く利用されています。このうち「特別調査」は、小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにすることを目的に毎年7月31日現在で実施しており、その実態調査結果は最低賃金を決定する審議会での資料として使用されております。

貴団体におかれましては、「全国調査」及び「地方調査」の実施に御理解をいただいているところですが、「特別調査」につきましても格別の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「特別調査」の調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて、山形県知事が任命した統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いしますので、調査対象事業所への理解と周知が図られますよう、貴団体の会報や機関紙等に別添「毎月勤労統計調査特別調査へのお願い」を掲載していただきたく、御協力くださるようよろしくお願い申し上げます。

御不明な点がございましたら、下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

山形県みらい企画創造部統計企画課
経済統計担当 石山

TEL 023-630-2182

FAX 023-630-2185

E-mail:ishiyamakai@pref.yamagata.jp



事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>